ver .1.7: without proof-reading

総務省 情報通信法学研究会 AI 分科会 (令和6年度第2回) 開催 (2025年2月13日)

プライバシーのグローバル保護——域外差止命令を通じた「東京効果」の 拡張可能性(山口いつ子先生ご発表)についてのコメント

> 中央大学 国際情報学部 学部長·教授 平野 晋

- ウォーレン&ブランダイズ論文について:
 - ▶ 20年弱前に書いた拙論(博士論文)の第1頁目に於ける引用から。

序 論 (introduction)

Political, social, and economic changes entail the recognition of new rights, and the common law, ... grows to meet the demands of society.

Gradually the scope of these legal rights broadened; now the right to life has come to mean the right to enjoy life, ... the right to be let alone

Samuel D. Warren & Louis D. Brandeis, The Right to Privacy, 4 HARV. L. REV. 193, 193 (1890).

嘗て Ronald H. Coase が、その「コースの定理」(Coase Theorem) を示したといわれている論文¹⁾は、以下の文章で始まる。「This [article] is concerned





2017年1月10日@合衆国最高裁, ワシントン,D.C. (平野撮影)



同日@ワシントン,D.C. (同上)

- ▶ 上の博論に於ける上記引用は、「訴訟大国」アメリカの不法行為法全体の爆発的な発展・拡張の様相を、ウォーレン&ブランダイズ達の言葉が象徴しているという意味で引用。
- ▶ 山口先生も"elasticity of common law"という文言・概念を用いて common lawが社会の変化・要請に応じた変容を遂げるというウォーレン& ブランダイズ論文の指摘を説明。
- プライバシー権が当初は物理的な個人の権利侵害(すなわち令状なしの身柄 拘束等)から個人を保護していたところ、その保護の射程が徐々に無体物的 な権利にまで拡張していった点を紹介。
- > その無体的な権利、延いては「精神的な権利」("spiritual nature")の 法的保護というウォーレン&ブランダイズ達の主張の核心が、欧州のみならず日本にも共通しており、その共通の価値観や法理論等々を「東京効果」と いうご提言に繋げられている。
- > 言い換えれば、ウォーレン&ブランダイズ達のいう「新たな権利」の創設の 現代版、デジタル版、そしてグローバル版が、「東京効果」であろう。

- CDA §230 完全免責と¹、1月6日議事堂襲撃事件と、トランプ大統領当選後のザッカーバーグ氏達の態度への憂慮。
- 日本の裁判所が削除をアメリカの FB に命じても、ファクトチェックを行わない 立場(言論の自由重視)に戻ってしまった FB が素直に応じないかもしれない事態に対してどのように対応すべきか。
- 特にその FB が日本の差止命令と相反する宣言的判決(i.e.,アメリカ国内では、言論の自由や CDA §230 完全免責を理由に、日本の差止命令の強制力が及ばない旨の宣言的判決)をアメリカの裁判所から得た場合に、如何に日本国内法を域外・アメリカの事業者達に遵守させるか(法執行)の問題。
 - ▶ 「地球的規模のインジャンクション」("a global injunction") の問題²。又は、"a 'ping-pong match between the courts of the two countries'"の問題³
- 「ブリュッセル効果」とは、EU 域内でビジネスをしている大企業が de factoに EU の法に従わざるを得ないという、経済力を通じて EU の法に〈結果的に隷属させる(?!)効果〉を有する概念。
- 「東京効果」は、異なる。(共通の価値観と法理論の共有による地球的効果)
 - ▶ 山口先生ご指摘の Equustek 対 Google 事件(スライド31頁)
 - > 2017 WL 11573727

¹ CDA§ 230 が完全免責を規程しているという判例の解釈は、嘗てから問題であると指摘されていた。See, e.g., 平野「免責否認の法理(通信品位法 230 条): イースターブルック(主席)裁判官担当の「_GTE Corp._」「_Craigslist_」事件から、コジンスキー主席裁判官担当の「_Roommates.com_」事件まで」情報通信政策レビュー第 4 巻第 8 号 1 頁(総務省, 2014 年 4 月). See also 平野「ユーザーの名誉毀損行為に対するISP の民事責任(上)(下)」判タ第 50 巻 1002-03 号 39, 81 頁(1999 年 8 月); 平野「解説『Zeran 対 AOL』事件」判タ第 49 巻 985 号 77 頁(1998 年 12 月).

² Naama Daniel, Transnational Competition: From Enforcement of Foreign Unfair Competition Judgements to Global Trademarks, 64 IDEA 31, 32 (2023).

³ Marketa Trimble, *The Territorial Discrepancy Between Intellectual Property Rights Infringement Claims and Remedies*, 23 LEWIS & CLARK L. REV. 501, 505 (2019).

2017 WL 11573727
Only the Westlaw citation is currently available.
United States District Court, N.D. California,
San Jose Division.

GOOGLE LLC, Plaintiff,

 \mathbf{v}_{ullet}

EQUUSTEK SOLUTIONS INC., et al., Defendants.

Case No. 5:17-cv-04207-EJD Signed 12/14/2017

- Equustekが、カナダ裁判所の命令に反して、知財権・営業秘密に違反する 販売を Datalink というウエブサイトにて繰り返していた為に、第三者たる Google の世界中の検索結果から Datalink の表示を止めるように、カナダ の裁判所が命じた⁴。
- 力ナダ裁判所の命令に対し、Google は、同国内で上訴を繰り返したけれども、のきなみ敗北。続いて Google は、アメリカのカリフォルニア北区 San Jose 担当連邦地裁に提訴。
- ▶ 同連邦地裁は、第三者のコンテンツについて ISP に免責を付与している CDA § 230 に鑑みつつ、表現の自由保障への侵害への懸念を表明して、アメリカ 国内でのカナダ裁判所命令の差止(暫定的差止命令の後に恒久的差止も)を 命じた。
- ▶ 同命令を持って Google は、カナダのブリティッシュ・コロンビアの最高裁判所に対して、世界的規模のインジャンクションの撤回を請求。しかし同裁判所は、Google の請求を認めなかった。

⁴ 本文中の以下の記述の出典は、see Daniel, supra note 2, at 66-67. なお、Google は、カナダ裁判所の地球規模のインジャンクションが表現の自由保障違反に加えて国際礼譲にも反する、と指摘して反発していた。Maxwell Votey, Illicit Antiquities and the Internet: The Trafficking of Heritage on Digital Platforms, 54 N.Y.U. J. INT'L. & Pol. 659, 686 (Winter 2022).

- この論点は、インターネット利用が活発化した頃の「サイバー法」上の諸論点の 一つ。
- すなわち、インターネットの革命、すなわち"a network of networks"が軽く国境を飛び越えてしまったことに端を発する問題の延長戦上に位置する問題、すなわちサイバー法の延長線上の現代的課題。

先例としては、平野が嘗て、毎月、『際商』に於いてサイバー法裁判例連載をしていた頃に、扱った事件が、連載第46回&77回の、Yahoo! Inc. v. La Ligue Contre Le Racisme et l'antisemitisme, 433 F.3d 1199 (9th Cir. 2006)。

> 169 F. Supp. 2d 1181 (N.D. Cal. 2001)



- ➤ ナチの遺物の売買を許している Yahoo アメリカのオークションサイトへの、 フランス人のアクセスをブロックするように、親ユダヤ団体がフランスの裁 判所に求め、同裁判所が差止命令を命じた。
- Yahoo は、カリフォルニア州北区連邦地裁に提訴して、フランスの差止命令がアメリカ国内では強制不可能である旨の宣言的判決を求めた。
- ▶ 同地裁は、Yahoo を勝訴させるサマリー・ジャッジメントの申立を認容。被告の新ユダヤ団体が控訴。
- ▶ 控訴審(第9巡回区)は、対人管轄権の欠如を認め、原審を破棄・差し戻している。
- ▶ 本件は、インターネット上の裁判管轄権という新規な争点と、〈言論の自由〉 対〈反差別〉という利益対立に取り組むことになったケースと指摘されてい

【以下、AI 分科会的なイシュー】

- ADMにAIが使われる問題についてもご指摘。
- → ADMにAIを利用する場合の、特に不正確性や不透明性=opacity=「ブラック・ボックス」や差別的効果が、アメリカの法学では厳しく批判されている。代表例はDanielle Keats Citron 先生の「Technological Due Process」85巻『WASH U. L. REV.』1249頁(2008)や、Keith E. Sonderling et al.の「The Promise and Peril」77巻『U. MIAMI L. REV.』1頁(2022)。手続的な適正手続保障違反については内閣府「AI制度研究会中間とりまとめ」の18頁&脚注11でも指摘。

END OF TEXT

⁵ 本文の出典は、see M. Margaret McKeown How International Law Became a Four-Letter Word, 23 Sw. J. INT'L L. 101, 112-13 (2017); Yahoo! v. La Ligue Contre Le Racisme, 433 F.3d 1199 (9th Cir. 2006).